

新潟市公有財産規則の規定による帳票規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市訓令第3号

新潟市公有財産規則の規定による帳票規程の一部を改正する規程

新潟市公有財産規則の規定による帳票規程（昭和59年新潟市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第19号中「60日」を「3か月」に，「異議申立て」を「審査請求」に，「6月」を「6か月」に，「決定が」を「裁決が」に改める。

附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。